

公園施設管理許可条件

- 1 都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)及び都市公園法施行令(昭和 31 年政令第 290 号)並びに神戸市都市公園条例(昭和 33 年 3 月条例第 54 号)及び神戸市都市公園条例施行規則(昭和 33 年 3 月規則第 117 号)を守らなければならない。
- 2 許可なく管理又は設置目的以外の用途に使用してはならない。
- 3 管理物件又は設置物件を第三者に転貸してはならない。
- 4 許可を受けた者が第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない。
- 5 許可を受けた者が都市公園を荒廃し、又は損傷したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。
- 6 許可期間中であっても、本市において公益上その他必要あるときは、許可を取り消すことがある。
- 7 許可を受けた者は、自己の費用をもって許可に係る物件を原状に復して、許可期間満了と同時に返還しなければならない。

公園施設設置許可条件

- 1 都市公園法(昭和31年法律第79号)及び都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)並びに神戸市都市公園条例(昭和33年3月条例第54号)及び神戸市都市公園条例施行規則(昭和33年3月規則第117号)を守らなければならない。
- 2 許可なく設置目的以外の用途に使用してはならない。
- 3 占有物件を第三者に転貸してはならない。
- 4 許可を受けた者が第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない。
- 5 許可を受けた者が都市公園を荒廃し、又は損傷したときは、神戸市長の定める損害額を賠償しなければならない。
- 6 許可期間中であっても、神戸市において公益上その他必要あるときは、許可を取り消すことがある。
- 7 許可を受けた者は、自己の費用をもって許可に係る物件を原状に復して、許可期間満了と同時に返還しなければならない。